

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		被保護者に対する指導及び指示
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		生活保護法
条 項		第 2 7 条第 1 項
所 管 課		区役所 健康福祉部 福祉課
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成のために必要な指導及び指示をすることができる。
備 考		